

船舶事故調査報告書

平成29年4月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成27年12月9日 02時55分ごろ～06時00分ごろの間）
発生場所	不明（高知県黒潮町佐賀港南方沖）
事故の概要	漁船第八八大丸 ^{はちだい} は、航行中、船長が落水して死亡した。 第八八大丸は、船体が大破した。
事故調査の経過	平成27年12月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八八大丸、0.5トン K03-29678（漁船登録番号）、個人所有 4.68m (Lr) × 1.67m × 0.63m、FRP ガソリン機関、30kW（漁船原簿謄本による）、平成8年5月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年2月28日 免許証交付日 平成27年1月16日 (平成32年2月27日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船体が大破（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約3m、水温 約20℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、しらすうなぎ漁を行う目的で、平成27年12月8日18時30分ごろ僚船と共に佐賀港南方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向けて同港を出港した。 船長及び僚船の船長は、それぞれが所持していたトランシーバにより10分を空けずに交信を繰り返しながら航行した。 本船及び僚船は、本件漁場に至ったものの、僚船の船長が高波の発生を認めて本件漁場での操業が不可能と判断し、佐賀港に引き返し、同港港内で操業を始めた。

	<p>本船は、佐賀港内で獲物を求めて移動を繰り返した後、9日02時40分ごろ再度出港するところを僚船の船長に目撃された。</p> <p>僚船の船長は、02時55分ごろ船長からトランシーバにより、本件漁場から佐賀港内に引き返す旨の連絡を受けた。</p> <p>僚船の船長は、本船が帰港せず、トランシーバ及び携帯電話による呼び出しに回答しなかったため、本船の安否が気にかかり、本船を捜索することとした。</p> <p>僚船の船長は、本件漁場付近で本船を発見できず、また、波高が更に高くなっているのを認め、大型の漁船に乗り換えて本船の捜索を再開するつもりで佐賀港に引き返し、漁業協同組合に連絡して応援を求めた。</p> <p>僚船の船長から連絡を受けた漁業協同組合は、船長と連絡が取れなくなっていることを海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、海岸沿いに捜索に当たっていた漁業協同組合の組合員により、06時00分ごろ本件漁場近くの波打ち際で倒れているところを発見された。</p> <p>本船は、その後、船長が発見された場所から南西方約100mの海岸で、船底を見せて座礁しているところを発見された。</p> <p>船長は、病院に搬送されたが、死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>本船は、数日後、引き揚げられたが、船体が大破していたので廃船となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船及び僚船は、和船型であった。</p> <p>本船の行うしらすうなぎ漁は、海面近くに集魚灯を設置して獲物を寄せ、たも網ですくい上げるものであった。</p> <p>本件漁場は、海図に航行上安全でない区域として危険界線により示された海域及び同海域の付近であった。</p> <p>船長は、しらすうなぎ漁の経験が約30年であった。</p> <p>船長と僚船の船長は、トランシーバによる交信が10分以上途絶えたときは、相手に異状が生じたものと判断して捜索に向かうという取り決めをしていた。</p> <p>僚船の船長は、本事故前、船長がジャンパー及びズボンを重ねて着用し、耐寒ブーツを履いていたのを目撃していた。</p> <p>船長は、発見されたとき、下着のみを着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、発見されたとき、固形式救命胴衣が船内に残されていた。</p> <p>(写真1 本件漁場付近の状況 参照)</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、船長が、02時55分ごろ僚船の船長に本件漁場から引き返す旨の連絡をし、06時00分ごろ佐賀港南方の波打ち際に倒れているところを発見されたことから、この間において、航行中に船長が落水したものと考えられるが、目撃者がなく、本人が本事故で死亡したことから、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、佐賀港南方沖において、航行中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高波が発生しているときは出漁しないこと。 ・ 救命胴衣を常に着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

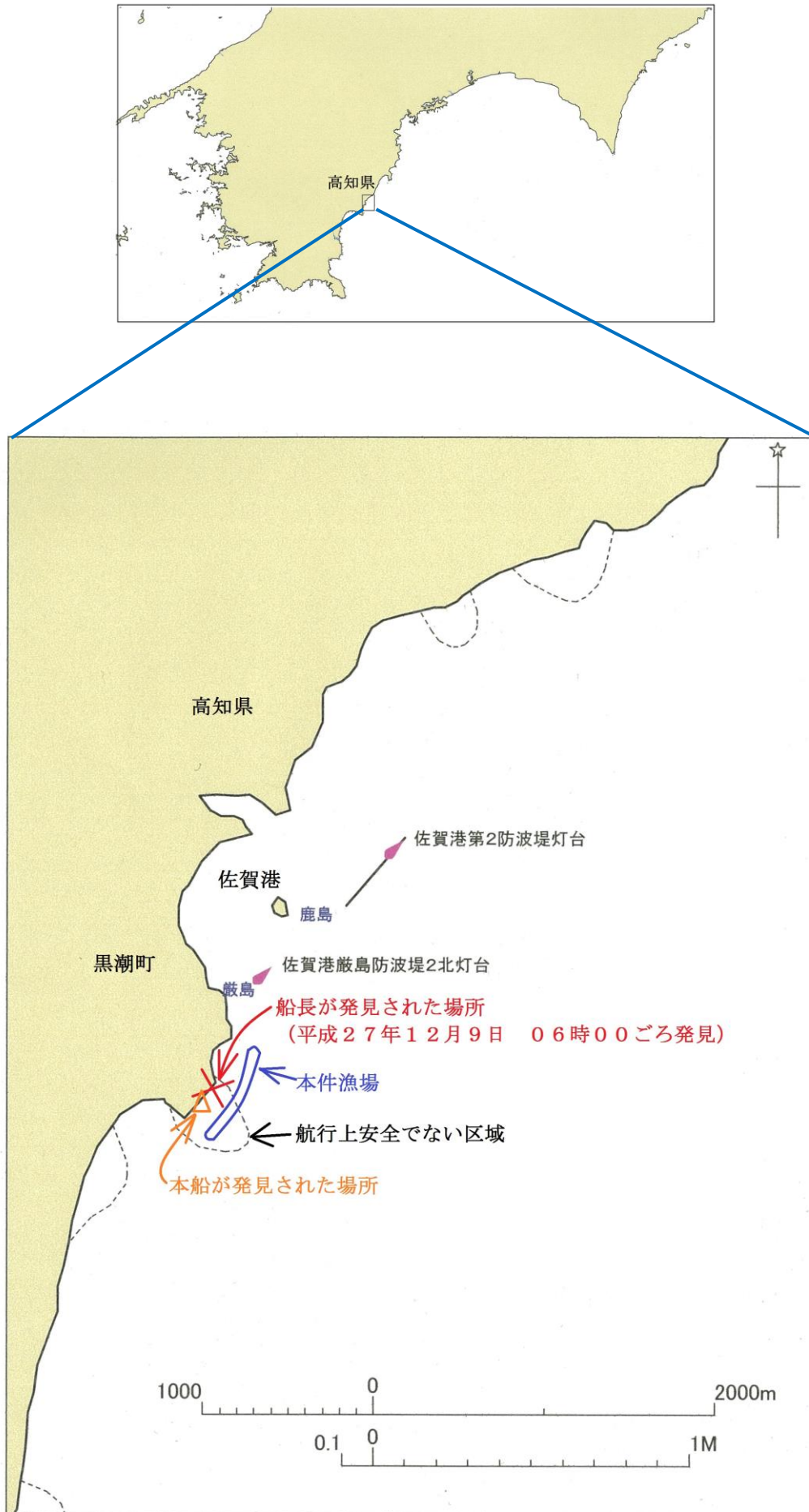


写真1 本件漁場付近の状況

